

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第 24 号

(所 管) 教職員人事部 教職員人事課

件 名	堺市立学校管理運営規則の一部改正について
提 案 理 由	組織的かつ機動的な学校運営体制の充実を図るため、市立学校（幼稚園を含む。以下単に「学校」という。）において主務教諭その他これに相当する職を設置することとし、所要の改正を行うものである。
議案（報告）の 概要又は要旨	1 改正の内容 (1) 学校に主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭等を置くもの (2) 規定の整備を行うもの 2 施行期日 令和 9 年 4 月 1 日
備 考	
議決後必要となる取組	この案件の教育委員会議決後は、 ■ 上記案により、公布する。 □ 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。 □ その他（ ）

議案第 24 号

堺市立学校管理運営規則の一部改正について

堺市立学校管理運営規則の一部について、次のとおり改正する。

令和 8 年 7 月 3 日
堺市教育委員会
教育長 関 百合子

堺市立学校運営規則の一部を改正する規則

堺市立学校管理運営規則（昭和３２年教育委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第７条中「第１０条」の次に「、第１１条の３」を加え、「第６節」を「次章第６節」に改め、「園務」の次に「」と、第１１条の３第３項中「教育」とあるのは「保育」を加え、「、児童又は生徒」とあるのは「幼児」と及び「、養護又は栄養」を削る。

第１１条の２の次に次の１条を加える。

（主務教諭等）

第１１条の３ 小学校等に、主務教諭、主務養護教諭又は主務栄養教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

２ 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

３ 主務教諭は児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の教育を、主務養護教諭は生徒等の養護を、主務栄養教諭は生徒等の栄養の指導及び管理をそれぞれつかさどり、並びに命を受けて、当該小学校等の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

４ 前項に定めるもののほか、主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職務について必要な事項は、教育長が別に定める。

第１２条第２項中「主幹教諭は」の次に「、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭」を加え、同条第３項中「児童又は生徒（以下「」及び「という。）」を削る。

第１３条第２項中「教諭、養護教諭」を「主務教諭及び教諭、主務養護教諭及び養護教諭並びに主務栄養教諭」に改める。

第１４条の見出しを「教諭（指導専任等）」に改め、同条第３項中「第３７条第１６項」を「第３７条第１７項」に改め、同条に次の２項を加える。

４ 前項の規定にかかわらず、教育委員会において必要と認めるときは、同項に規定する職務のほか、命を受けて、小学校等の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うことを職務とする任用の期限を付さない講師を置くことができる。

５ 前項の講師の職名は、主務教諭（指導専任）とする。

第１７条第４項中「なった」の次に「主務教諭又は」を加える。

第５３条及び第５７条中「第３７条第１６項」を「第３７条第１７項」に改める。

附 則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。

堺市立学校管理運営規則（昭和 3 2 年教育委員会規則第 9 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（小学校等に関する規定の準用） 第 7 条 第 9 条（第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。）、第 1 0 条、第 1 2 条、第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条第 1 項、第 1 8 条から第 2 1 条まで、次章第 3 節及び第 4 節、第 3 0 条から第 3 6 条第 1 項まで並びに第 6 節の規定は、幼稚園について準用する。この場合において、これらの規定中「校長」とあるのは「園長」と、「校務」とあるのは「園務」と、第 1 2 条第 3 項中「副校長を置く小学校等にあつては、校長及び副校長）及び教頭」とあるのは「准園長を置く幼稚園にあつては、園長及び准園長）」と、「<u>児童又は生徒</u>」とあるのは「<u>幼児</u>」と、「<u>教育、養護又は栄養</u>」とあるのは「保育」と、第 1 7 条第 1 項中「教務主任、生徒指導主事及び進路指導主事」とあるのは「教務主任」と、第 1 8 条第 1 項中「第 1 5 条に規定する教務主任等」とあるのは「第 3 条第 1 項に規定する教務主任及び主任」と読み替えるものとする。 （追加）	（小学校等に関する規定の準用） 第 7 条 第 9 条（第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。）、第 1 0 条、<u>第 1 1 条の 3</u>、第 1 2 条、第 1 6 条第 1 項、第 1 7 条第 1 項、第 1 8 条から第 2 1 条まで、次章第 3 節及び第 4 節、第 3 0 条から第 3 6 条第 1 項まで並びに第 6 節の規定は、幼稚園について準用する。この場合において、これらの規定中「校長」とあるのは「園長」と、「校務」とあるのは「園務」と、<u>第 1 1 条の 3 第 3 項中「教育」とあるのは「保育」と</u>、第 1 2 条第 3 項中「副校長を置く小学校等にあつては、校長及び副校長）及び教頭」とあるのは「准園長を置く幼稚園にあつては、園長及び准園長）」と、「教育」とあるのは「保育」と、第 1 7 条第 1 項中「教務主任、生徒指導主事及び進路指導主事」とあるのは「教務主任」と、第 1 8 条第 1 項中「第 1 5 条に規定する教務主任等」とあるのは「第 3 条第 1 項に規定する教務主任及び主任」と読み替えるものとする。 <u>（主務教諭等）</u> <u>第 1 1 条の 3 小学校等に、主務教諭、主務養護教諭又は主務栄養教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。</u> <u>2 主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。</u> <u>3 主務教諭は児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の教育を、主務</u>

(主幹教諭)

第12条 (略)

2 主幹教諭は、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

3 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校等にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒（以下「生徒等」という。）の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる。

4 (略)

(指導教諭等)

第13条 (略)

2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

3 (略)

4 (略)

養護教諭は生徒等の養護を、主務栄養教諭は生徒等の栄養の指導及び管理をそれぞれつかさどり、並びに命を受けて、当該小学校等の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

4 前項に定めるもののほか、主務教諭、主務養護教諭及び主務栄養教諭の職務について必要な事項は、教育長が別に定める。

(主幹教諭)

第12条 (略)

2 主幹教諭は、主務教諭、主務養護教諭、主務栄養教諭、教諭、養護教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

3 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校等にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒等の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる。

4 (略)

(指導教諭等)

第13条 (略)

2 指導教諭、指導養護教諭及び指導栄養教諭は、それぞれ主務教諭及び教諭、主務養護教諭及び養護教諭並びに主務栄養教諭及び栄養教諭のうちから、教育委員会が命ずる。

3 (略)

4 (略)

(教諭(指導専任))

第14条 (略)

2 (略)

3 第1項の講師は、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第37条第16項(同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する講師の職務を行う。

(追加)

(追加)

(教務主任等の発令)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 司書教諭は、学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条第2項に規定する司書教諭の講習を修了し、有資格者となった教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(小学校等に関する規定の準用)

第53条 前章(第8条、第9条、第11条の2、第15条第2項、第20条第1項、第22条、第36条第2項及び第37条から第39条までを除く。)の規定は、高等学校について準用する。この場合において、

(教諭(指導専任)等)

第14条 (略)

2 (略)

3 第1項の講師は、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第37条第17項(同法第49条において準用する場合を含む。)に規定する講師の職務を行う。

4 前項の規定にかかわらず、教育委員会において必要と認めるときは、同項に規定する職務のほか、命を受けて、小学校等の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うことを職務とする任用の期限を付さない講師を置くことができる。

5 前項の講師の職名は、主務教諭(指導専任)とする。

(教務主任等の発令)

第17条 (略)

2・3 (略)

4 司書教諭は、学校図書館法(昭和28年法律第185号)第5条第2項に規定する司書教諭の講習を修了し、有資格者となった主務教諭又は教諭のうちから、校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(小学校等に関する規定の準用)

第53条 前章(第8条、第9条、第11条の2、第15条第2項、第20条第1項、第22条、第36条第2項及び第37条から第39条までを除く。)の規定は、高等学校について準用する。この場合において、

第14条第3項中「第37条第16項（同法第49条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第62条において準用する同法第37条第16項」と、第19条第1項中「小学校等に、主幹」とあるのは「経営企画室に」と、同条第2項中「主幹」とあるのは「参事、室長代理」と、第35条中「教育活動（第37条及び第38条に規定するものを除く。）」とあるのは「教育活動」と読み替えるものとする。

（小学校等に関する規定の準用）

第57条 第3章（第9条第1項第1号、第15条第2項及び第4項、第22条並びに第37条から第39条までを除く。）、第41条第1項並びに第42条第1項及び第3項の規定は、特別支援学校について準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「8月24日」とあるのは「8月31日」と、第14条第3項中「第37条第16項（同法第49条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第82条において準用する同法第37条第16項」と、第19条第2項中「又は学校栄養職員」とあるのは「、学校栄養職員又は養護担当の技術職員」と、第35条中「教育活動（第37条及び第38条に規定するものを除く。）」とあるのは「教育活動」と、第36条第2項中「第38条に規定するものを除き、実施」とあるのは「実施」と読み替えるものとする。

第14条第3項中「第37条第17項（同法第49条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第62条において準用する同法第37条第17項」と、第19条第1項中「小学校等に、主幹」とあるのは「経営企画室に」と、同条第2項中「主幹」とあるのは「参事、室長代理」と、第35条中「教育活動（第37条及び第38条に規定するものを除く。）」とあるのは「教育活動」と読み替えるものとする。

（小学校等に関する規定の準用）

第57条 第3章（第9条第1項第1号、第15条第2項及び第4項、第22条並びに第37条から第39条までを除く。）、第41条第1項並びに第42条第1項及び第3項の規定は、特別支援学校について準用する。この場合において、第8条第2項第3号中「8月24日」とあるのは「8月31日」と、第14条第3項中「第37条第17項（同法第49条において準用する場合を含む。）」とあるのは「第82条において準用する同法第37条第17項」と、第19条第2項中「又は学校栄養職員」とあるのは「、学校栄養職員又は養護担当の技術職員」と、第35条中「教育活動（第37条及び第38条に規定するものを除く。）」とあるのは「教育活動」と、第36条第2項中「第38条に規定するものを除き、実施」とあるのは「実施」と読み替えるものとする。